

# 中央中学校　いじめ防止基本方針

令和4年3月改定

各務原市立中央中学校

いじめ防止対策推進法第13条及び、各務原市いじめ防止対策に関する条例並びに各務原市におけるいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、学校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を以下のように定めました。

## 1. いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) いじめの基本認識

#### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第1章第2条）

### (2) 基本的な考え方

いじめは全ての生徒に関係する問題であり、いじめを受けた生徒の心身に深い影響を及ぼす許されない行為である。全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、教育活動全体を通じて、いじめの防止に努める。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうる問題であり、誰もが被害者にも加害者にもなり得るという認識をもつ。
- ② けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、児童生徒の感じる被害性に着目し、背景にある事情の調査に努める。
- ③ 「いじめは人間として絶対に許されない」ことの認識を深め、いじめを許さない人間尊重の気風みなぎる学校づくりを推進する。
- ④ 教職員が連携して生徒との信頼関係を構築し、規律ある集団づくりや授業づくりに努める。
- ⑤ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」という認識でいじめの早期発見に努め、事実を明らかにし、毅然とした対応と粘り強い指導、継続的な見届けを行う。
- ⑥ 家庭や地域、関係機関との連携に努め、必要に応じて専門家の協力を求める。

### (3) いじめに対する教師の構え

『教師はいじめを許さず、いじめの防止と対応のために全力を尽くす。そして、子どもたちを全力で守る。』

- ①すべての職員が一致協力した、強力な指導体制をつくる。
- ②全職員が早期発見・早期対応のために努力するとともに、未然防止に努める。
- ③いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。（よい状態になってからも少なくとも3ヶ月は継続して見守る）

## 2. いじめに対する基本施策

### (1) いじめの未然防止

#### ①いじめを「許さない」「見過ごさない」生徒の育成

- ◇全教育活動を通して『自己指導能力』の育成に努める。
- ◇全教育活動を通して仲間や集団を見つめさせ、望ましい人間関係を築く力を身につけさせる。
- ◇全教育活動を通して仲間と共に精一杯取り組むことの素晴らしさを体感させ、自己有用感をもたせる。

#### ②人権教育の推進

- ◇全教育活動を通して人権教育の充実を図る。

- ◇「ひびきあい集会」を位置づけ、人権感覚を磨く機会を設ける。
- ◇「中央中人権宣言」の啓発を行い、人権についての意識を高める。

#### ③道徳教育の充実

- ◇全教育活動を通して道徳教育の充実を図る。
- ◇道徳授業の充実に努め、自己を見つめ、他者を思いやる心を育てる。

#### ④わかる喜びの味わえる授業づくり

- ◇生徒全員が「わかった」「できた」と感じられ、喜びと充実感を味わえる授業づくりに努める。
- ◇一人一人が授業で活躍し、自己存在感や自己有用感を味わえる授業づくりに努める。

#### ⑤生徒会活動の充実

- ◇委員会活動や係活動を充実させることを通して、生徒の自発的、自発的な活動を促す。

### (2) いじめの早期発見

#### ①生徒に寄り添った指導を行う。

- ◇活動中は常に生徒につき、生徒に寄り添って指導を行う。
- ◇休み時間等も、生徒に近い位置で生徒たちの様子を把握することに努める。

#### ②報連相の徹底と情報交流の充実

- 教職員（担任・教科担任・部活動顧問・養護教諭等）は、いじめに係る情報を入手したら、当該学年主任又は生徒指導主事（主幹教諭）に第一報を入れる。  
**（生命・身体に係るいじめ、緊急を要する情報は、校長まで速報【学校：緊急情報共有】する）**
- 当該担任及び当該学年主任又は生徒指導主事（主幹教諭）は、関係者から複数で聞き取りができるよう、初期対応の準備を行うと同時に指導の方向を**管理職に報告【学校：情報共有（以後、校長の指示のもと組織で対応）】する。**
- 聞き取りは、個別に行い、できるだけ複数の職員で実施し、その結果（当事者の主観と客観的な事実を分ける）を管理職に報告する。

#### ③いじめ未然防止、早期発見・早期対応に関わる年間計画

月	取組内容
4月	学校のいじめ防止基本方針をHPに掲載し、全校集会やPTA総会で説明 三者懇談情報モラル講座
5月	学校評議員会で方針の説明、いじめアンケート、教育相談アンケート
6、7月	教育相談週間、いじめアンケート
8月	職員研修（いじめ防止・教育相談等）
9月	前期自己見つめ、いじめアンケート
10月	三者懇談
11月	教育相談週間、いじめアンケート、教育相談アンケート
12月	ひびきあい集会、学校評価アンケートの実施
1月	3年生三者懇談
2月	いじめアンケート、教育相談アンケート 生徒会活動のまとめ、後期自己見つめ 学校支援委員会での評価
3月	次年度に向けた取組の検討、1・2年生三者懇談

◇アンケートを活用し、広く情報を集め、実態把握に努める。（アンケート実施方法・事後対応）

◇定期的に自分自身を振り返る機会を設け、いじめに対する意識を向上させ、いじめの抑止を図る。

#### ④相談体制の整備

- ◇教育相談の事前アンケートでもいじめに関する項目を取り入れ、結果をもとに相談を行う。

### (3) いじめに対する措置（早期対応）

#### ①組織的な対応

- ◇事実を速やかに報告して、関係職員で情報を共有し、共通理解を図る。
- ◇いじめと認識したことについては、すみやかに「いじめ未然防止・対策委員会」を開き、対応等について検討・協議する。
- ◇学校長の指示の下、学校全体で組織的に対応する。

#### ②正確な事実確認

- ◇いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ◇5W1Hが時系列になるように、複数の職員で同時に確認し、確実に記録をとる。
- ◇事実を突き合わせ、矛盾がないかを整理し、実際の状況や背景を理解する。

#### ③いじめを受けた生徒と保護者への支援

- ◇いじめられた生徒に寄り添い、生徒や保護者の不安を払拭できるよう努める（家庭訪問）。
- ◇連絡を絶やさず、事実関係や指導内容を丁寧にわかりやすく説明する。
- ◇いじめ解消後も継続して配慮し、保護者との連絡を続ける。
- ◇必要に応じてスクールカウンセラーや相談機関等と連携をとる。

#### ④いじめた生徒への指導と保護者への助言

- ◇いじめた生徒に対して毅然とした態度で指導にあたり、自己を見つめさせ、反省と謝罪を促す。  
(生徒保護者と学校にて面談、謝罪を基本とするが被害者の感情に配慮すること)
- ◇今後、頑張ることを自己決定させ、生徒に寄り添って見届ける。
- ◇本人を支えるために学校と家庭ができることを一緒に考え、保護者と協力して見届ける。

#### ⑤関係機関への報告

- ◇「いじめ」の事実が明らかになったときは、市教育委員会に報告し、必要に応じ指導や助言を受ける。
- ◇年3回の調査（岐阜県いじめ調査2回、問題行動調査1回）を通して、市及び県教育委員会に報告する。

### (4) インターネット等を通じて行われるいじめへの対策

- ◇全校放送や集会等を通して、インターネット・SNS等によるいじめやトラブルの危険性を生徒に周知し、未然防止と早期発見を図る。
- ◇学校だより等を通して、インターネット・SNS等によるいじめの危険性を保護者にも周知し、協力を依頼する。
- ◇PTAと連携し、家庭におけるインターネット・SNS等の利用に関するルールづくりの啓発を行う。
- ◇インターネット・SNS等によるいじめの情報を得たときは、必要に応じて警察等関係機関と連携する。

### (5) 家庭・地域・関係機関との連携

- ◇年3回の三者懇談を行い、家庭との連携を密にする。
- ◇国や県・市の教育委員会等から紹介される「相談機関」「相談電話」等について、生徒・保護者に周知する。
- ◇いじめの内容が「犯罪行為」として取り扱われるものであると認められるときは警察署と連携して対処する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署へ通報する。

### (6) 保護者の役割

学校は、いじめ防止対策推進法第9条に則り、PTAと連携し、保護者に対して以下のような役割を果たすよう、働きかけを行う。

- ◇いじめは人として決して許されないことや思いやりの心をもつことの大切さなどを折に触れて指導するよう努める。
- ◇子どもとの対話を心がけ、子どもの変化や悩み等をつかむことに努める。
- ◇わが子がいじめを受けてしまった場合には、学校等とも相談をしながら、子どもの心に寄り添い問題を

- 乗り越えることができるよう支援する。
- ◇わが子がいじめをしてしまった場合には、被害者の生徒・保護者に謝罪するとともに、その後に改めてわが子にいじめの重大さを諭すことに努める。
- ◇いじめが疑われるような場面を見た時には、その場で声をかけるように努めるとともに、学校等に情報を提供するよう心がけます。わが子に対しても無関心な立場をとらせるのではなく、止める勇気をもつことや学校に相談することなどを助言するよう努める。

### 3. いじめ問題に取り組むための組織

#### (1) 「中央中いじめ未然防止・対策委員会」の設置

- ◇この「基本方針」の取組が計画通りに実行されるよう、定期的に進捗状況を把握し、検証を行う。
- ◇構成員は、校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・教育相談コーディネーター・教育相談主任・スクールカウンセラーとし、必要に応じて学校支援委員や市教委担当等も参加する。
- ◇定例会を行うとともに、必要に応じて開催する。
- ◇重篤な事案について、解消後に改めて指導の経緯について確認し、流れや手立ておよび配慮事項について見直し、改善点や徹底すべき事柄について共通理解を図る。

#### (2) 「主任会」の開催

- ◇いじめの未然防止、早期発見、組織的対応、解決のための「主任会」を開催する。情報交流を充実させ、共通理解を図り、具体的対策を考えて実行する。
- ◇構成員は、校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭とし、必要に応じて関係職員等も参加する。
- ◇週1回の定例会を行うとともに、必要に応じて委員会を開催し、いじめ事案に対する具体的対応について検討・協議する。

### 4. 重大事態への対応

#### 【重大事態の定義】

- ◇生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ◇生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのあるとき
- ◇生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあり、学校がそう認識したとき

#### (1) 重大事態の発生に関する市教育委員会へのすみやかな報告

※市教育委員会が重大事態の調査主体を判断

#### (2) 学校が調査主体になった場合の対応（市教育委員会の指導・支援のもと対応）

- ①学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- ②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ④調査結果を市教育委員会に報告する。
- ⑤調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

#### (3) 市教育委員会等が調査主体となった場合の対応

- ①市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に全面的に協力する。

## 5. その他

### (1) 「基本方針」の取扱い

◇この基本方針は、4月に開催する「いじめについての職員研修会」において全職員に周知徹底を図る。

また、夏季休業中にも「いじめについての職員研修会」を開催し、未然防止や早期発見に取り組む。

◇この基本方針は、年度末に行う「校内評価」を用いて、取組や内容について、全職員による検証を行う。